

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.12

グローバル・リスクオフの休日 他

=====

<<index>>

- [1. グローバル・リスクオフの休日\(大山\)](#)
 2. コンダクトリスク管理態勢の方向性(岩井)
 - [3. 米国の景気後退入り懸念はやや後退\(祖父江\)](#)
 - [4. 新興国ビジネスリスクシリーズ\(2\)~ミャンマー~\(茂木\)](#)
 5. FinTechと規制そしてその後について(森)
 - [6. セミナー・寄稿等の最新情報\(2016年3月時点\)](#)
- =====

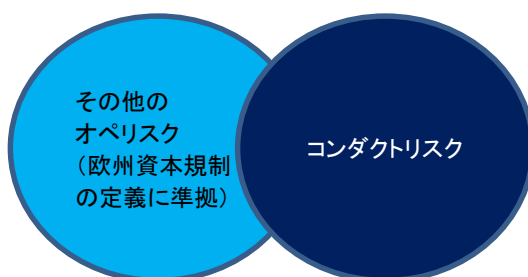
2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

コンダクトリスク管理態勢の方向性(有限責任監査法人 トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一)

このコラムで何回か紹介してきたように、コンダクトリスクは昨今の金融規制・監督上の重要なテーマであるだけでなく、金融機関経営の観点からも非常に大事なリスクになっています。古くは、米国におけるモーゲージ商品の“誤販売(不適切な販売)”や LIBOR (London Interbank Offered Rate) 等の金融指標の不正操作問題が典型例でしたが、最近では、ミスコンダクトの範囲が不公平な競争やアルゴリズム取引を用いた“高度な”金融実務にまで広がり、それに伴って、金融機関にとっては、コンダクトリスクに伴う潜在的な損失が大きくなっているのです。

コンダクトリスクをどのように管理するべきかがリスク管理、経営管理上の課題になっているなかで、2月24日に公表された欧州銀行監督機構(EBA)のストレステストに関する実施手順書では、コンダクトリスクの計測方法について具体的な手法が提示されました。EBAの文書はあくまでもストレステストを実施する際に従うべき手法を示したものですので、金融機関がEBA流のやり方でコンダクトリスクを日常的に管理する必要はありませんが、それでも、今般のEBAの手法は今後のコンダクトリスク管理の実務がどのような方向に向かっていくかを示唆しているように思われます。

EBA のスレステスト実施基準では、まず、コンダクトリスクの定義 —“不適切な金融サービスの提供から生じる、現在および将来の損失リスクであり、意図的および不注意によるミスコンダクトを含む”— が示されています。定義内容が“曖昧”であることも注目されますが、それと同時に、広義のオペリスクのうちコンダクトリスクを除いた部分を「その他のオペリスク」として別途定義している点も注目されます。つまり、EBA の定義によれば、コンダクトリスクとオペリスクには明確に重なる部分があるとされており、重なる部分はコンダクトリスクとして認識される必要があると位置づけられているのです。



次に、コンダクトリスクの計測方法として、定性的手法と定量的手法が提示されています。定性的手法は規模の大きなコンダクトリスクを推計するために利用され、基本的には、ミスコンダクトのイベント毎にセトルメント(和解等を通じた結果)の範囲と発生確率を付与することを通じて、将来の損失額等を予想するものです。他方、定量的手法は内部モデルを利用するものですが、比較的規模の小さなコンダクトリスクを推定する場合に限って利用が許されています。定量的手法を使う場合には、別途、5年間の実績を基にした最低基準が適用されており、EBA が内部モデルを通じたリスクの過小推計を懸念していることが確認されます。

EBA の文書とほぼ同じタイミングで、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)から、オペリスクの所要資本に係る第二次市中協議文書が公表されました。この文書は、コンダクトリスクを明示的に議論したものではありませんが、新しい標準的手法 —SMA と呼ばれます— におけるオペリスク管理態勢として、内部損失データの整備を重視したアプローチが採用されています。具体的には、内部損失データの観察期間として 10 年間 —現行の先進的手法(AMA)では 5 年間で条件— が必要であるとされているほか、保存すべき情報として、損失額のみならず、損失イベントのドライバーや原因に係る情報等も必要とされています。

本邦においてもコンダクトリスクへの関心は高まっていますが、コンダクトリスクが本邦金融機関にとって目新しいリスクカテゴリーということもあり、コンダクトリスクの管理態勢はまだまだ発展途上にあります。上記の EBA や BCBS の議論も含め国際的な動向を踏まえると、本邦金融機関においても、まずは、コンダクトリスクの定義や特定方法、コンダクトリスクに情報収集管理態勢について頭の体操をする時期に差し掛かってきたといえるでしょう。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。